

# 基礎年金番号通知書 再交付 申請書（共済組合用）

「基礎年金番号通知書」の再交付は、公的年金加入が共済組合（日本私立学校振興・共済事業団を含む）の期間のみの方を対象としております。国民年金第1号被保険者・第3号被保険者、厚生年金保険被保険者の期間がある方は、「年金手帳」の再交付申請（別様式）となります。

届書コード	届書	提出日：令和 年 月 日	
5   1   0			
①基礎年金番号（不明の場合は記入不要）	②生年月日（元号については該当する下の数字を○で囲む）	送信	
	明治・大正・昭和・平成 ( 1・3・5・7 ) 年 月 日		
③交付事由	(該当する事由の数字を○で囲む) 1 紛失 2 き損・汚れ 9 その他	紛失・き損等の理由	⑦性別
			男. 1 女. 2
④加入共済組合 (複数ある場合は現在または最後に所属された共済組合名をご記入下さい。)	⑤組合員番号等 (申請者が本人であることを確認する為に必要です)		
国家公務員 共済組合 本部 ( ) 支部	長期組合員番号		
地方公務員 公立学校 共済組合 ( 栃木支部 )	組合員番号 (加入組合により番号の名称が異なります) 記号 公立栃木 番号		
日本私立学校振興・共済事業団 所属 (学校名等) ( )	加入者番号		

住所 (〒 - )

電話番号 - -

(フリガナ)

氏名

## 【必ずお読み下さい】

- 基礎年金番号は、電話でのご照会にはお答えすることはできません。
- ②欄から③欄、⑦欄から⑧欄に記入不備があると「基礎年金番号通知書」の再交付ができません。
- ③欄の交付事由が2(き損・汚れ)の場合はお持ちの基礎年金番号通知書を添付願います。
- ⑧の組合員番号または加入者番号等が不明の場合は所属の共済組合にご確認下さい。
- 共済年金受給権者の方は⑧欄に共済年金の証書番号をご記入下さい。

**【この申請書の受付窓口】 最寄りの年金事務所となります。**

# 【記載例】

## 基礎年金番号通知書 再交付 申請書（共済組合用）

「基礎年金番号通知書」の再交付は、公的年金加入が共済組合（日本私立学校振興・共済事業団を含む）の期間のみの方を対象としております。国民年金第1号被保険者・第3号被保険者、厚生年金保険被保険者の期間がある方は、「年金手帳」の再交付申請（別様式）となります。

届書コード	届書	提出日：令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日	
5   1   0		①基礎年金番号（不明の場合は記入不要）	②生年月日（元号については該当する下の数字を○で囲む）
			明治・大正・昭和・平成 ( 1・3・ <b>5</b> ・7 ) 38 年 9 月 10 日
③交付事由	(該当する事由の数字を○で囲む)	紛失・き損等の理由	⑦性別
	<b>1</b> 紛失 2 き損・汚れ 9 その他	<b>転居時に紛失</b>	男 <b>1</b> 女 2
④加入共済組合 (複数ある場合は現在または最後に所属された共済組合名をご記入下さい。)	⑤組合員番号等 (申請者が本人であることを確認する為に必要です)		
国家公務員 共済組合 本部 ( ) 支部	長期組合員番号		
地方公務員 公立学校 共済組合 ( 栃木支部 )	組合員番号 (加入組合により番号の名称が異なります) 記号 公立栃木 番号 0 1 2 3 4 5 6		
日本私立学校振興・共済事業団 所属 (学校名等) ( )	加入者番号		

住所 (〒 3 2 0 - 0 0 0 0 )

電話番号 0 2 8 - 6 2 3 - 0 0 0 0

(フリガナ) ねんきん いちろう

氏名 年 金 一 郎

### 【必ずお読み下さい】

- 基礎年金番号は、電話でのご照会にはお答えすることはできません。
- ②欄から③欄、⑦欄から⑧欄に記入不備があると「基礎年金番号通知書」の再交付ができません。
- ③欄の交付事由が2(き損・汚れ)の場合はお持ちの基礎年金番号通知書を添付願います。
- ⑧の組合員番号または加入者番号等が不明の場合は所属の共済組合にご確認下さい。
- 共済年金受給権者の方は⑧欄に共済年金の証書番号をご記入下さい。

**【この申請書の受付窓口】 最寄りの年金事務所となります。**

事務所等		年金事務所等管轄区域	
茨城	日立 Tel 0294-24-2194 〒317-0073 日立市幸町2-10-22	日立市、高萩市、北茨城市	
	水戸南 Tel 029-227-3278 〒310-0817 水戸市柳町2-5-17	笠間市、鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市、東茨城郡	
	水戸北 Tel 029-231-2283 〒310-0062 水戸市大町2-3-32	水戸市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、那珂郡、久慈郡	
	土浦 Tel 029-825-1170 〒300-0812 土浦市下高津2-7-29	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、稲敷郡、北相馬郡	
	下館 Tel 0296-25-0829 〒308-8520 筑西市菅谷1720	筑西市、古河市、結城市、下妻市、常総市、坂東市、桜川市、結城郡、猿島郡	
	栃木	今市 Tel 0288-88-0082 〒321-1293 日光市中央町17-3	日光市、塩谷郡(宇都宮東社保以外)
宇都宮東 Tel 028-683-3211 〒321-8501 宇都宮市元今泉6-6-13		さくら市、真岡市、那須烏山市、芳賀郡、那須郡(那珂川町)、塩谷郡(高根沢町)	
宇都宮西 Tel 028-622-4281 〒320-8555 宇都宮下戸祭2-10-20		宇都宮市、鹿沼市、河内郡、上都賀郡	
大田原 Tel 0287-22-6311 〒324-8540 大田原市本町1-2695-22		大田原市、矢板市、那須塩原市、那須郡(宇都宮東社保以外)	
栃木 Tel 0282-22-4131 〒328-8533 栃木市城内町1-2-12		栃木市、足利市、佐野市、小山市、下野市、下都賀郡	
群馬		桐生 Tel 0277-44-4349 〒376-0023 桐生市錦町2-11-19	桐生市、みどり市
	前橋 Tel 027-231-1719 〒371-0033 前橋市国領町2-19-12	前橋市、伊勢崎市、勢多郡(富士見村)、佐波郡	
	高崎 Tel 027-322-4299 〒370-8567 高崎市栄町10-1	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、群馬郡、多野郡、甘楽郡	
	渋川 Tel 0279-22-1614 〒377-8588 渋川市石原143-7	渋川市、沼田市、北群馬郡、吾妻郡、利根郡	
	太田 Tel 0276-49-3716 〒373-8642 太田市小舞木町262	太田市、館林市、邑楽郡	
	埼玉	秩父 Tel 0494-27-6560 〒368-8585 秩父市上野町13-28	秩父市、秩父郡
浦和 Tel 048-831-1638 〒330-8580 さいたま市浦和区北浦和5-5-1		さいたま市(桜区、浦和区、南区、緑区)、川口市、蕨市、戸田市	
大宮 Tel 048-652-3399 〒331-9577 さいたま市北区宮原町4-19-9		さいたま市(西区、北区、大宮区、見沼区、中央区)、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、北足立郡	
熊谷 Tel 048-522-5012 〒360-8585 熊谷市桜木町1-93		熊谷市、行田市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、児玉郡、大里郡	
川越 Tel 049-242-2657 〒350-1196 川越市脇田本町15-13 東上パールビル3階		川越市、東松山市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、ふじみ野市、鶴ヶ島市、入間郡(所沢年金事務所管内の地域を除く)、比企郡	
所沢 Tel 04-2998-0170 〒359-8505 所沢市上安松1152-1		所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市、入間郡(三芳町)	
春日部 Tel 048-737-7112 〒344-8561 春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル4・6階		春日部市、さいたま市岩槻区、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、南埼玉郡、北葛飾郡	
越谷 Tel 048-960-1190 〒343-8585 越谷市弥生町16-1 越谷ツインシティBシティ3階		越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市	